

「山形市立商業高等学校 いじめ防止基本方針」

1 はじめに

本校は、校訓「輸誠」を根本精神として、心身ともに健全で、よく他からの信頼に応える人間の育成を期している。「いのち」の教育を大切に進め、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑劣な行為である」、「いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しながら、心豊かで、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという課題に学校として取り組んでいく。

2 いじめの定義の確認と解消の判断

(1) いじめの定義の確認

- ・いじめとは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある（同じ学校に在籍している等）他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）で、その行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- ・従来のいじめと認識される行動、言動に加え、けんかやふざけ合いであっても生徒の被害性に着目するとともに、好意で行った行為が相手に苦痛を感じさせてしまった場合もいじめに該当するか否かを判断する。

(2) いじめの解消の判断

- ・いじめに関わる行為が少なくとも3ヶ月以上止んでいることと、被害生徒本人及びその保護者との面談等により被害生徒が心身の苦痛を感じていないことが確認された場合、いじめが解消されたと判断する。

3 いじめの未然防止

(1) 教職員による指導

- ・いじめの具体的な指導上の留意点などについて、職員会議や校内研修で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。
- ・一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- ・教職員の言動等、常日頃の指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) 生徒自ら培う力とその取り組み

- ・自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度の育成。
- ・生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力やストレスに対処できる力の育成。
- ・学校の教育活動全体を通じて、目標や目的を明確にし、主体的に取り組むことを通じて困難な状況を乗り越えるような機会づくり。
- ・自分の役割をきちんと果たすことで、他者の役に立っていると感じ取ることでできる機会づくり。

(3) いじめ防止の組織（法 22 条：必置）と具体的な取り組み

- ・いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、下記関係者からなる「いじめ防止等の対策の組織」として、「いじめ対策委員会」を置く。
 - ◎校内職員：校長、教頭、教務課主任、保健課主任、各学年主任、生徒課主任、養護教諭、(学級担任)
 - ◎校外関係者：PTA会長、副会長、学校評議員、スクールカウンセラー、(精神科医)
- ・当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。
- ・本校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な計画の作成、実行、検証、修正等を行う。

(4) 生徒の主体的な取り組み

- ・生徒会による、生徒自らがいじめの問題について主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。なお、教職員は生徒の主体的活動を支える役割を担うよう心がける。

(5) 自己有用感や自己肯定感の育成

「文武両道」に、より意欲的に取り組み、また、地域行事やスポーツイベントなどへも積極的に参加し、生徒の自己有用感、自己肯定感を育成し、いじめの問題の未然防止に努める。

(6) 家庭、PTA、地域との連携

- ・学年、学級懇談会、家庭訪問、学年・学級だより、ホームページ等を通じて「本校いじめ防止基本方針」について理解を得るとともに、家庭、地域に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めながら連携し、協力体制を図っていく。

4 いじめの早期発見

(1) いじめを察知するための具体的な対応

- ・生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換、情報共有を行い、いじめを積極的に認知するよう努める。
- ・定期的な無記名（記名）式アンケート調査の実施や日常の観察による声かけをすることにより、生徒が日頃からいじめを訴えやすい学級経営や信頼関係の構築に努める。また、個人面談や家庭訪問等の機会を活用する。

(2) 相談窓口などの組織体制

- ・生徒及びその保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。また、その他の機関の相談室や電話相談窓口についても広く周知する。
- ・生徒の相談に対しては、過小評価したりせず真摯に対応し、実態把握に努める。

(3) 家庭との連携

- ・学校と家庭が連携、協働する体制を上記アンケート等を活用しながら構築する。

5 いじめに対する適切な対応

(1) 事実確認、報告、相談、解消への早期対応

- ・生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。また、発見、通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく山形警察署と相談して対処する。

(2) 発見、通報を受けての組織的な対応

- ・発見、通報を受けた教職員は躊躇なく、校内「いじめ対策委員会」に報告し組織的対応を図り、事後の対応に当たる。その後、事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者にも連絡し、事後の対応に当たる。

(3) 被害生徒への対応及びその保護者への支援

- ・いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報への取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
- ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝え、徹底して守り通すことや秘密を守ること等も伝える。できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行う等、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や家族、教職員等)と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して注意を払い必要な支援を行う。

(4) 加害生徒及びその保護者への対応

- ・教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、社会性の向上等生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。
- ・いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、組織的に対応していじめをやめさせ、その再発を防止する。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、教育的配慮にも十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。また、状況に応じて出席停止制度の活用について山形市教育委員会と協議する。

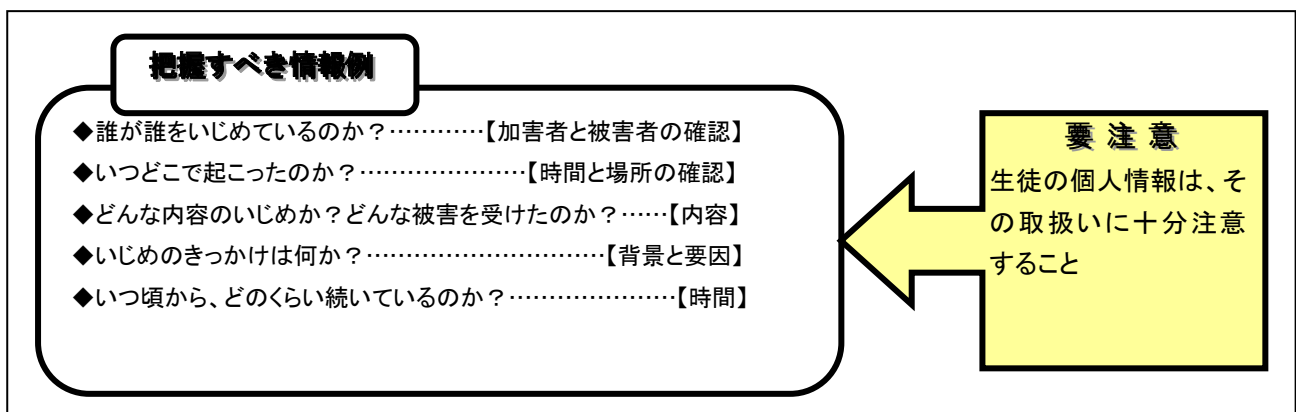
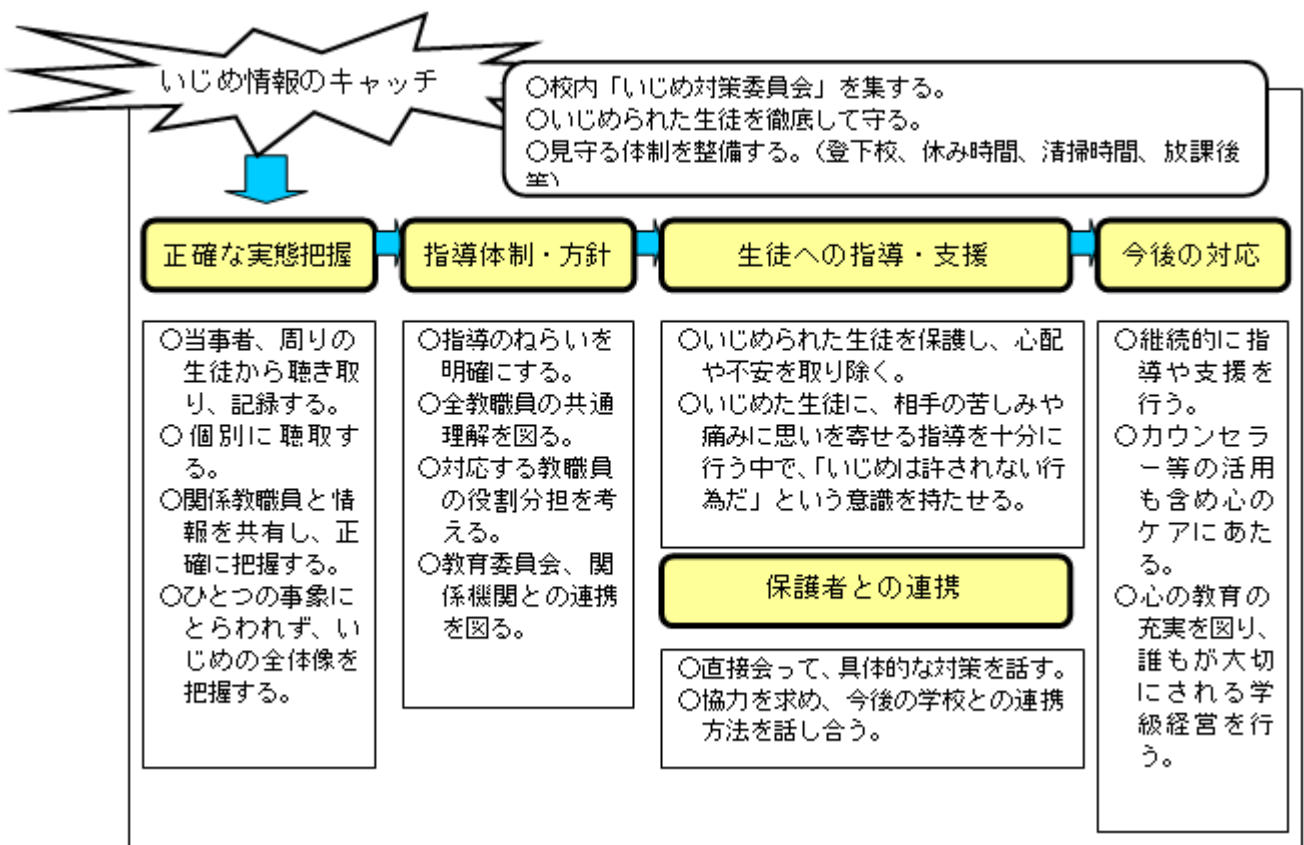
(5) 集団へのはたらきかけ

- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。

- ・いじめの解決とは、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきであることを指導する。

(6) インターネット上のいじめへの対応

- ・早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、パスワード付きサイトや SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においても理解を求めていく。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに山形警察署に通報し適切に援助を求める。



6 教育的諸課題から配慮すべき生徒への対応

- (1) 以下に該当する生徒に対して、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- ・発達障がいを含む、障がいのある者 ・海外から帰国した者や外国人
 - ・性同一障がいや性的指向・性自認に関わる者 ・東日本大震災により被災した者

7 重大事態への対応

(1) 調査組織の設置（法 28 条①：必置）と調査の実施

<重大事案と想定されるケース>

- 生徒が自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

<組織の構成>

※校内「いじめ対策委員会」を母体としつつ、村山教育事務所「いじめ解決支援チーム」の支援・協力を得る。

（具体的な調査組織の構成員については山形市教育委員会の指示を仰ぐ）

※当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）

(2) 重大事態の報告

- ・当該調査に係る重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、素早く山形市教育委員会を通じて山形市長へ報告する。

(3) 外部機関との連携等

- ・重大事案に係る事実関係の調査、事後対応、発生防止等については、必要に応じ山形市教育委員会、山形警察署、児童相談所、村山教育事務所「いじめ解決支援チーム」と連携を図りながら進めていく。

8 教育相談体制

- ・MH委員会での共通理解や性格検査・心理テスト等の実施を行い、それを受け、生徒の心の声を拾いあげ、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ・担任、養護教諭、カウンセラー等の連携により、教育相談体制を機能させる。（具体的な計画は、「学校経営計画」による）

9 校内研修

- ・いじめに係る研修を、生徒指導上の諸問題等に関するテーマとして行い、教職員の共通認識を図り、いじめ問題の未然防止に努める。

10 点検・評価

(1) いじめの問題への対応と評価の基本的な考え方

- ・学校評価において、その目的を踏まえて、いじめの実態把握や対応が促されるよう、生徒の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価する。また、評価結果を踏まえてその改善に取り組んでいく。

(2) 家庭との連携

- ・学年、学級懇談会や学年・学級だより等において、いじめに係る学校基本方針やその取り組み、学校評価の結果等についてお知らせし、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭との緊密な連携協力を図る。

(3) 校内におけるいじめの防止等に対する PDCA サイクル等

- ・いじめ防止の組織が策定した計画に基づき、常に組織的な対応による、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応の取組を徹底し、その都度取り組み状況を客観的に振り返り改善を図っていく。
- ・学期末の職員会議において、いじめの問題への対応について成果と課題を確認しながら改善の方策を明確にし、全教職員で共通理解を図る。

平成30年2月改訂